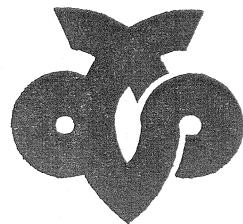


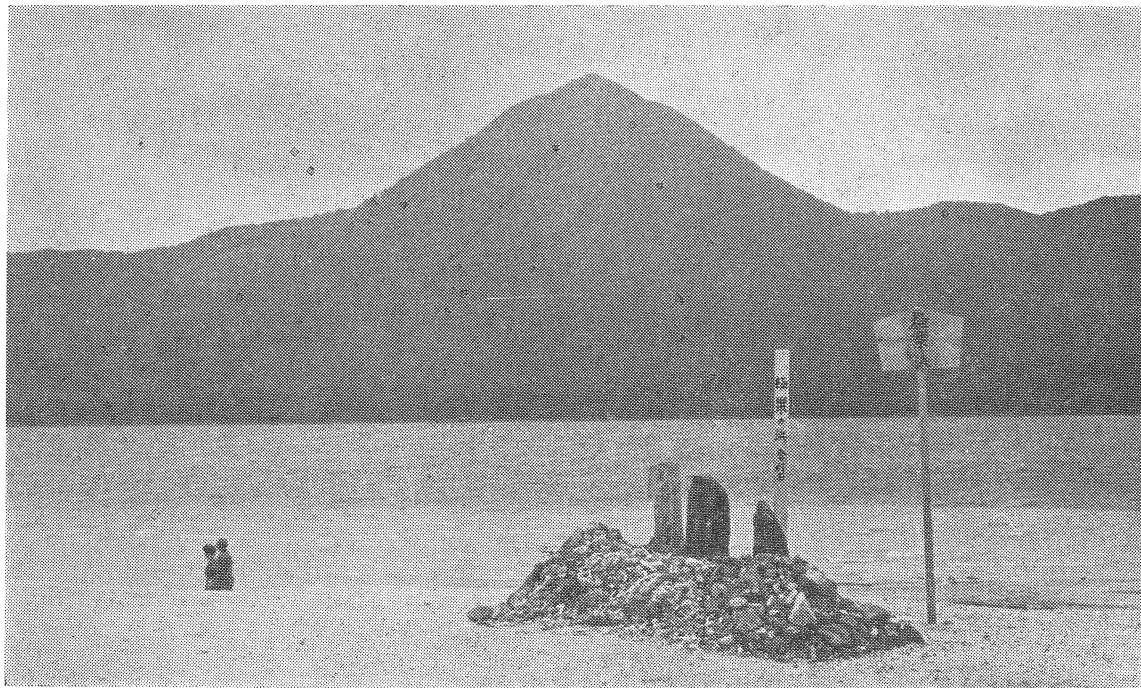
昭和39年12月10日発行



下北市政だより

昭和39年12月 第3号

発行所 むつ市役所
印刷所 KK協同印刷



下北観光ブームをまきおこした恐山

|| 住 宅 不 足 に 陽 光 ||

敬老年金制度

近年とみに住宅不足で、住宅難が問題となつて います。

国でも、重要政策として、この問題をとりあげ、種々の対策を講じています。

むつ市でも世帯分離や転入等により、住宅難が深刻になり、現在約一九〇〇戸ほどの住宅が不足していると推定されます。

当市では、住宅難対策として、毎年二〇戸～四〇戸

又、県側にも働きかけ、今年度は県営住宅として田名部高校向側に、(平井団地)簡易耐火構造平家建、二階建合せて三十戸、三本松二十戸を建設中です。むつ市では、今年度、公営住宅として大近川に、木造平家二十戸、荒川地区に引揚者向住宅十二戸を建設しています。

この公営住宅は、国及び地

年々増加する住宅不足数に対し当市も、出来得るかぎりの努力をしております。

今年の住宅入居者公募は市営住宅

大近川団地は
十月二十日より

十月二十日より

青森県敬老年金制度は昭和三十三年四月一日から実施されて青森県内にひき続き一年以上居住して満八十五才になるとこの年金をもらうことができる制度です。次にその手続のとりかたをお知らせいたします。

青森県敬老年金制度は年々充実されおり、いろいろな年金制度ができましたがそのうち老令者については老令福祉年金が支給されていることはみなさんもご承知のこととあります。青森県敬老年金の制度があることを知らない方がまだまだたくさんあるようです。

日本人で青森県内に一年以上居住しており年令満八十五才以上の人

うことができる制度です。次にその手続のとりかたをお知らせいたします。

敬老年金を受けることができる人

日本人で青森県内に一年以上居住しており年令満八十五才以上の人

敬老年金を受けることができる人

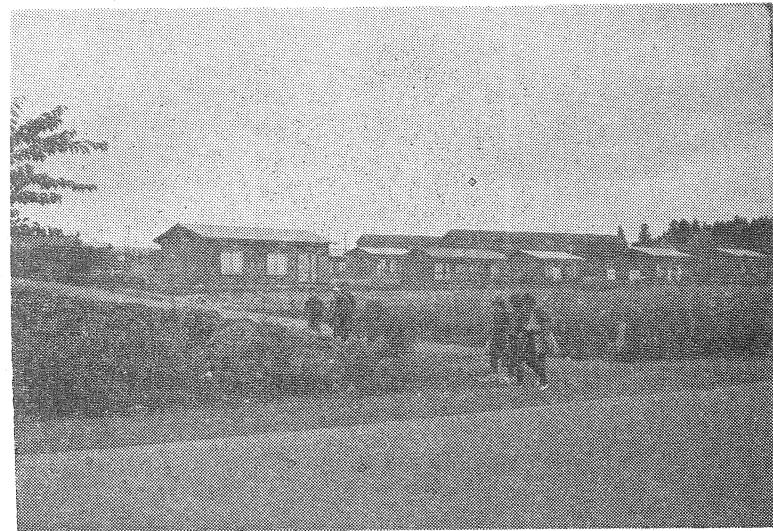
敬老年金受給申請書一通
戸籍抄本

◎その他
申請者は満八十五才になつたら申請してください。
申請書用紙類は福祉事務所にあります。なお割らないことがあります。お知らせいたします。

◎手続(申請)のしかた
敬老年金受給申請書一通
戸籍抄本

◎もうう額及び支給方法
年額三、六〇〇円を年四回に分けて市役所で支払います。

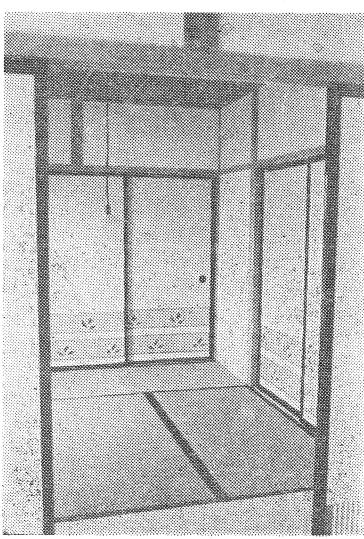
十月三十一日まで行な
いましたが、県営住宅
は平井団地、三本松団地ともに来年二月末ごろに募集します。募集の際は改めてお知らせいたします。



の公営住宅を建設、住宅困難者へ提供しておりますがまだまだ、市民の要望をみたすに足りる戸数ではありません。

それで、昨年より、青森県住宅協会に入会し、昨年は、荒川地内に、分譲住宅を十戸、今年は同地内に十四戸を、建設しています。

方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困っている低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に建設されるもので、三二十五戸の公営住宅があります。



分譲住宅はいかが

市民の方で分譲住宅はどんなものか?どうすれば申込ができるかと、考えておられる方のために、分譲住宅のことについて御説明いたします。

十九万円を融資してくれますので、実際には、三十一万円から六十一万円のお金をお借りできる仕組みになつております。又公庫からの融資金

方
給排水施設及び環境等
を考慮し建設しますので同
地は合理的に造成されます
又建物も材料は新建材を使
用、ドア、流し等は日本住
宅公団の規格品を使用し、
明るく、住みよい住宅とい
う点に重点をおいて建設さ

賛同法人青森県住宅協会
が、青森市にあります。そ
の支所が、県内八市におか
れており、当市にもむつ支
所があります。

この協会は、政府が積極的に推進している住宅資金の融資制度を導入し、或いは日本住宅公団の住宅建設業務等の委託を受けて、融資住宅の建設と宅地の造成分譲等の事業を行い、住宅不足の解決促進の一翼になつて設立されたものであります。

当協会は、住宅金融公庫より公庫分譲住宅を取扱う事業主体として認可され、公庫融資付分譲住宅を建設、希望者に分譲しております。公庫融資付分譲住宅といふのは住宅の建設費、宅地の取得費の一部を住宅金融公庫が融資してくれるもので、例えば、今年度荒川地区に建設した分譲住宅の場合、土地付住宅で、百萬円から百三十万円ですが、このうち住宅金融公庫は、六

この公庫融資付分譲住宅は
団地計画をして道路の取り
月賦で利息も年利五分五厘
と非常に低率です。

昭和三十八年度には分譲住宅の敷地を買収し十戸建設

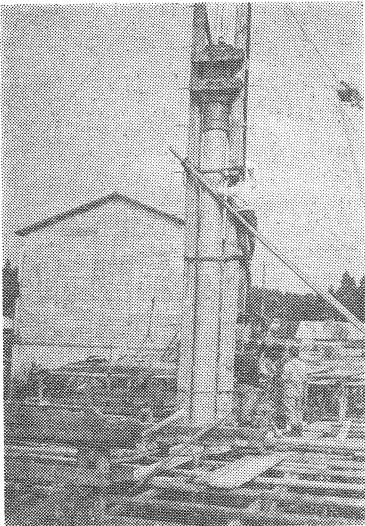
バイク耕うん
機をもつ方へん

特に事務手続は、融資申請から土地建物の登記まで一
切行いますので、個人で建
設されるより大変便利です

海軍橋かけ替え工事着手

オノホロ橋として市民の詠
の種であつた海軍橋も十月
一日から

工事費九百五十万円
橋の巾 五、五米
長サ 七二米
永久橋としていよいよ杭う
ちがはじまた。



納税貯蓄組合に

加入しましよう

市制施行した翌年の昭和三十五年には、納税貯蓄組合数が七四、組合員数二九四人であります。現在は、組合員数三、八二六人とふえています。組合員がふえるのに比例して昭和三十五年度の市税の徴収率は（現年度および滞納繰越分の合計）で九三・八パーセント、現年度のみをみると九七・三パーセントと大きくなりております。

市では、市税を徴収するための経費（徴税費といつて税の事務費で人件費、物

件費、その他の経費の合計）の節減に努力しています。昭和三十五年には、徴税費の率が市税の一・二・八パーセントでした。現在は約八八・一セントで年々減少しています。徴税費が大きくなりますと市民のために使われるお金がそれだけ少くなりますが、徴税員が、毎戸を訪問して徴収することは、人をふやさなければなりません。人がふえれば徴税費がふえて損をするのは、市民のみなさんあります。これからは、徴税費の節減のため滞納者には、文書で督促し、催告し、それでも納入しない場合には、不本意ながら、差押え処分を行う

ことになります。市税を、納期内に完納するよう、協力をねがいたします。

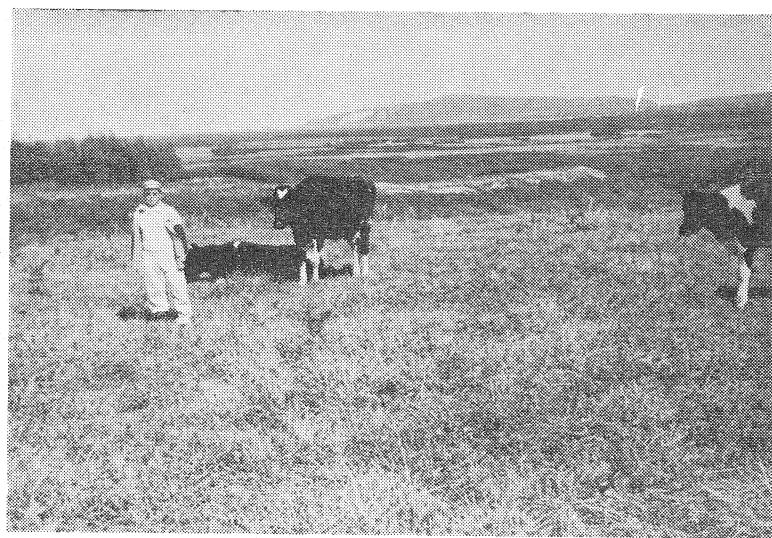
税を納期内に納入するための準備金として毎月積立している納税者の組合を納税貯蓄組合といいます。組合員は計画的に納税できる

好調のすべりだし

市 営 牧 场

市では昭和三十九年度小規模草地改良事業として桃山地区に市営牧場を開設、九月から申し込みを受けまし

たが、利用頭数五十頭であります。好調のすべりだしであります。昭和四十年度は五月頃から開設の予定です



住居表示の実施

このたび市では法律にもとづいて、皆さんの住居の表示を新しい方法で実施することになりました。

皆さんが現在使用している住居の表示は、財産の権利を保護するためにつけた土

分筆か合筆が建物に関係なく行われます。又土地の真中に道路がつくられたりすると同じ番地がいくつもできあがり、枝番が多く、将来土地の細分化とともにますます複雑怪奇な地番や町名がかかる原因となつてゐる所以あります。

元来土地は売買等によつて

地の番号をそのまま使用しているため、いろいろの不合理があつて社会生活上不便と無駄が多く、行政上も能

ることになつております。青森県では十和田市が既に完了、三沢市が本年度で終了することになつております。当市では三年計画で昭和三十九年度は大近川より川守まで、昭和四〇年度は上町より三本松まで、昭和四一年度は田名部地区市街地を実施することになつております。

だけでなく、補助金の交付や税法上のいろいろの特典がありますので、未加入者は加入するようお勧めいたします。納税貯蓄組合に加入するための準備金として毎月積立している納税者の組合を納税貯蓄組合といいます。組合員は計画的に納税できる

収納課にご相談ください。

このような状態をなくすため、国では法律をもつて昭和四十二年三月三十日までに現に市街地である地域は新制度住居表示を完了しなければならないことになります。新住居表示方法は公道や河川、軌道等の目で確認できるもので一つの街区が一つの符号で表わされその街区の周囲を一定の距離に分割し、その区間ににより連続的な基礎番号をつけることになります。この区間に出入口をもつ家はその区間の基礎番号を住居番号とします。この番号がきまるとき、その番号を市は各家庭に文書で通知し、それ以後あなたの住所はすべて次のように表示していただくことになります。

国保にご利解を

既に市民の皆さんには国民健康保険について深く御理解をいただいていますが、今年の三月被保険者証の検認を行なつたところ検認率は五〇パーセントといふことに低調なものでした。この際なお一層の御理解と御協力を願うため被保険者の資格の取得そう失並びに届出等について述べたいと思ひます。

◎ (1) 国保には強制加入

国民健康保険者はむつ市に住所を定めた時には本人の意思の如何にか、わらず資格を得てし、国民健康保険に強制加入となります。そして保険の給付を受けける権利や保険税を負担する義務が生じてくるのです。このように一定の事実の発生により即日手続を要しないで被保険者の資格を取得するのですが、これを事務的に具體化するため被保険者の属する世帯主に対し届出の義務を課しています。

(2) 資格喪失の時期

被保険者はむつ市の区域内に住所を有しなくなつた日の翌日又は他の社会保険等に加入した日の翌日から資格を失なうことになります。

ただし、むつ市の区域内に住所を有しなくなつた他の市町村の区域内に住所を有することとなつたときはその日から資格を失うことになります。

(3) 届出等について

以上述べたとおり転入、出生並びに社会保険等の資格を失なつたことにより国民健康保険の被保険者の資格を取得した場合或は転出

および世帯主の住所または氏名の変更についても届出しなければなりません。

尚全世帯員が資格を失なつた場合には届出をするとともに被保険者証を返還しなければならないことになります。

この届出は全て市役所の受付で出来ます。むつ市に住所を有することになり被保険者となる以外は世帯員に異動のある人は被保険者証を提示して下さい。

被保険者証は二年に一回更新し毎年一回検認を行なっていますが、検認を受けない被保険者証並びに古い被保険者証は無効となり使用出来ませんから御注意願います。

特に七割の給付が受けられる被保険者が五割の額を病院の窓口で徴収されることがありますので届出は必ずして下さい。

其他被保険者の氏名変更の場合でも同様です。以上概略を述べましたがこのこと以外の事項についても疑問の点がありましても御問合せ下さい。

尚国民健康保険事務について死亡並びに社会保険等に加

ては市役所では左記のとおりになつております。

納税者のご便宜をはかるため税務署と県税事務所及び市役所の三者で毎月十五、二十五日に市役所相談所相談室において納税相談日を設けております。税についての御相談に御利用下さい。

なお当日が休日のときは翌日となります。

税の相談は

納税者のご便宜をはかるため税務署と県税事務所及び市役所の三者で毎月十五、二十五日に市役所相談所相談室において納税相談日を設けております。税についての御相談に御利用下さい。



国民年金保険料の前払い比較表

年金の月かけと前払いの比較例 (10年以内の前払い)

年令	期間 比較	期間				
		1年	3年	5年	7年	10年
25才 未満	月がけの場合 前払いの場合 割引額	1,200 1,170 30	36,000 33,900 270	6,000 5,280 720	8,400 7,020 1,380	12,000 9,310 2,690
30才	月がけの場合 前払いの場合 割引額	1,200 1,170 30	3,600 3,330 270	6,000 5,280 720	9,600 7,890 1,710	15,000 11,310 3,670
35才 以上	月がけの場合 前払いの場合 割引額	1,800 1,760 40	5,400 5,000 400	9,000 7,910 1,090	12,600 10,530 2,070	18,000 13,970 4,030

月がけと前払いの比較 (全期間前払い)

年令 比較	期間				
	20才 (40年)	30才 (30年)	40才 (20年)	50才 (10年)	55才 (5年)
月がけ	63,000	51,000	36,000	18,000	6,000
前払い額	23,540	24,300	22,150	13,970	7,910
割引額	39,460	26,700	13,850	4,030	1,090

みなさんのためにも

國民年金

一つのかけ金で六つの年

金!!

これは国民年金できめられたある年金の種類です。つまり六十五歳から支給され老令年金、身体障害者になつたときの『障害年金』未亡人になつて子供をかかえているときは『母子年金』おばあちゃんが孫をかかえているような場合は『準母子年金、みなし子には『遺児年金の六種類があります。国民年金はこのように、

人や、他の年金加入者の配偶者、学生(二十才以上)は自己の意志により加入することができます。これができるようになります。未だ納入組合に加入していない方は、組合に加入することをお勧めいたします。

◎保険料の前ばかり

前頁の比較表のように前ばかりの制度もあります。

この比較表のように前ばかりすることにより年五分五厘の複利計算で割引きに

うようになりました。皆さんのがもつとも、かけ金を払いややすくするために婦人会や、母子会、町内会にお願いして、納入組合を結成しております。毎月滞おりなくかけ金することによって将来の生活設計が楽に得られます。未だ納入組合に加入していない方は、組合に入ることをお勧めいたします。

皆さんがかけられた保険料は、前にも述べたように六つの年金として支給されることになりますが、なその他のに養護施設、例えば、養老院とか保育所又は病院、学校、衛生施設など私達市民の施設のために融資されるしくみになつております。

むつ市も病院の精神病棟がこの年金の融資よつて建設されており今度また、保育所、児童館などを建設する予定であります。

融資を受けるためには納入率が上ることが大切です。皆さん個人／＼の年金でも

行先



3



4



2

◎国民年金加入者
満二十才になつて他の公的年金に入つていない人は國民年金に加入しなければならないことになつております。

又他の年金を受けている
国民年金加入者
満二十才になつて他の公的年金に入つていない人は國民年金に加入しなければならないことになつております。

又かけ金の納められない人には、かけ金免除の制度もあります。

今まで国民年金保険料をかけるには市役所年金係から印紙を購入して検認して貰らうたてまえになつてしまふが、市では今年の九月から事務改善によつて納付書で銀行などに納入して貰

なつています。かけ金を前ばかりした後、その期間が経過しないうちに他の年金制度にかわつた場合は、経過していない期間分の前ばかりの金はかえられます。又前ばかりするときは納入組合が市役所年金係に直接納入して下さい。



